

ハートウェーブ



ストップ！戦争できる国づくり

日本を戦争する国へと変える自民党改憲草案

“日本国憲法”は、「国民主権」「基本的人権」「平和主義」を3大原則としています。しかし、自民党の改憲草案は、天皇の元首化や国旗・国歌尊重の義務化など、国民主権を否認しています。また、97条の「基本的人権の本質＝侵すことのできない永久の権利」を削除し、国民の基本的人権より「国家の利益」を優先するものに変えようとしています。さらに、9条の2項に「国防軍を保持する」と加え、日本を戦争できる国に変えようとしています。

憲法を変える前にも海外で戦争!?

さらに安倍内閣は、こうした明文改憲の前にも、自衛隊が海外で戦争ができるようにするため、現行憲法の解釈を変更してこれまで禁じられていた「集団的自衛権」の行使ができるようにしようとしています。早ければ今おこなわれている通常国会への法案提出を計画しており、面倒な手続きのいる憲法「改正」をおこなわずに、その時々の内閣の法律の解釈によって、日本を海外で戦争できる国にしようとしているのです。日本は戦争放棄をうたった憲法9条によって、戦後約70年にわたって、一度も自衛隊が戦争に参加することはなく、1人も戦争で殺したこともありませんでした。憲法の解釈改憲や明文改憲を許さず、平和憲法をまもるには今が大事なときです。職場から署名をさらにとりくみ、地域行動に参加するなど、さらに声をあげていきましょう。

【現行】憲法九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



【自民党改憲草案】九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

② 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第九条の二

わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

(第九条の二は現行の憲法にはない。)



「日本国憲法改正草案Q&A(自由民主党)」より

<集団的自衛権とは>

日本が他国から攻撃を受けていない場合でも、米国などの同盟国が武力攻撃を受けるなどした場合、自国への攻撃とみなして反撃できる権利のこと。これまでの歴代政権は、「日本は集団的自衛権を持っているが、9条との関係上行使できない」という立場であり、自衛隊がこれまで70年にわたり、一度も戦争に参加しない力となりました。

～憲法を活かし、安心して暮らせる平和な日本を！～